

学校部活動の地域クラブ移行時における手続きの流れについて

調整 ・ 準備

- ①地域クラブの設立を検討している団体は、中学校（または統括コーディネーター）に、地域クラブ設立について相談する。
- ②中学校は、地域クラブ設立の相談があった場合、下記事項について関係団体等（社会教育団体を含む）と確認・協議を行う。

活動内容

- ☐対象者 ☐指導者 ☐指導内容（目標、練習内容やレベル） ☐大会登録 ☐活動場所
- ☐活動日・休養日 ☐活動時間 ☐使用道具と保管場所 ☐会費 ☐移動手段
- ☐安全管理（施設管理、保険加入等） ☐連絡手段 ☐学校との連携 ☐その他

スケジュール

- ☐完全移行完了日と移行期間における活動内容

- ③中学校は、宇部市中学校長会にて地域クラブ設立に関して報告を行う。
- ④地域クラブ団体等は、設立に向けて中学校と協議・調整が整い次第、学校長報告書を添付し、宇部市地域クラブ認定要件確認書を確認のうえ、宇部市地域クラブ認定申請書（様式第1号～第3号）及び名簿等（別添1～4）を、その他必要書類と併せて宇部市に提出する。

報告 ・ 説明

- ①宇部市は、宇部市地域クラブ認定申請を受けたときは、認定要件チェックリスト等により申請内容を審査し、以下のとおり団体等（申請者）に対して通知を行う。

- 認定を決定した場合 ⇒ 宇部市地域クラブ認定通知書
- 認定を不決定とした場合 ⇒ 宇部市地域クラブ認定不決定書

- ②宇部市から認定を受けた地域クラブ団体は、「宇部市地域クラブ認定通知書（写）」を中学校に提出し、「宇部市地域クラブ認定」について報告する。
- ③中学校は、該当競技の部活動に所属している生徒へ地域クラブでの活動意志を確認し、地域クラブでの活動が難しい場合には、中学校と地域クラブ団体で協議し、活動内容等の調整を行う。（同一種目の部活動と地域クラブへの所属はできないことも生徒へ説明する。）
- ④中学校は、生徒の活動意志を確認し、完全移行完了期日を設けて、当該部活動入部の募集を停止する年度を定める。

周知

- ①中学校は、当該部活動に所属する生徒及び保護者に対して、宇部市地域クラブの活動内容・スケジュール、完全移行完了期日、部員募集を停止する年度等を説明する。（文書配布、説明会等）
- ②中学校は、全校生徒に宇部市地域クラブの設立、当該部活動の部員募集を停止する年度を周知する。（HP、学校便り、全保護者宛の文書配布、説明会等）
- ③中学校は、校区にある小学校に宇部市地域クラブ設立と当該部活動の部員募集を停止する年度を周知する。（HP、学校便り、小学校4～6年生保護者宛の文書配布、説明会等）
- ④中学校は、市内中学校および関係団体に、宇部市地域クラブの活動内容・スケジュールを通知する。（山口県人材バンク及びポータルサイトも活用する）

実施

- ①中学校と宇部市地域クラブ団体は、移行期間においては、部活動と地域クラブ活動の調整を図りながら実施する。